

1 早期発見、早期療育のための取組・体制の充実

事業・取組の概要	担当	令和8年度の 予定	実施内容
① 保護者への普及啓発 乳幼児健診で配付する子どもの成長・発達や、生活習慣、健康づくりなどに関する啓発用パンフレットに、発達障害についての情報を掲載し、保護者の気づきを促進するとともに、周囲の理解を深める。	こども青少年支援部 (母子保健担当)	継続	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査で配付する啓発用冊子に発達障害についての情報を掲載し、健診を受診した保護者に配付する。
② 要観察児及び保護者への支援 A 1歳6か月児健診の受診者のうち、発達障害と思われる支援が必要な親子に対し、遊びを通じて具体的な関わり方を指導するとともに、保護者の気づきを促すための親子教室を開催する。	こども青少年支援部 (母子保健担当)、幼保企画課(保育園運営指導担当)、こども療育センター	継続	保健センターや保育園を会場として親子教室を開催する。 (【実施回数】全区計80回 内訳:各区10回)
B 乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。 (1-⑤-Aの再掲)	こども青少年支援部 (母子保健担当)	継続	市内の小児科、幼稚園、保育園等へこどもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを配布する。
③ 乳幼児健診従事者、小児科医等への研修の実施 乳幼児健診等に従事する保健師、保育士等を対象に、援助技術の習得等実践的な研修を行うとともに、小児科医等を対象に、発達障害に関する理解を深めるための研修を実施する。	こども青少年支援部 (母子保健担当)、こども療育センター	継続	●乳幼児期のこどもの成長発達を理解し、発達障害の診断基準や特性等の知識を習得するとともに、発達障害児の早期発見及び発達障害児とその保護者への具体的な支援技術を習得することにより、乳幼児の健全育成を図ることを目的として研修会を実施する。(計3回) ●保健センターの保健師を、発達障害に関する理解を深めるための研修に派遣する。
④ 5歳児を対象とした支援 就学後の適切な支援に結び付けるため、各区の保健センターにおいて、5歳児を対象に、心理相談員による個別相談を実施する。	こども青少年支援部 (母子保健担当)	拡充	●各区の保健センターにおいて、5歳児発達相談を実施する。実施にあたっては、保護者全員へ個別通知し、こどもの発達についての啓発リーフレットを同封するなど、相談機会の周知徹底と保護者の気づきを促す。 また、保護者の同意の下、専門家の助言内容を保育園や幼稚園、かかりつけ医等と情報共有し、家庭内のみならず保育園等においても一貫した支援を受けられるよう、各関係機関が連携した支援体制の強化に努める。 (【実施回数】全区計114回 内訳:安佐南区24回、西区18回、安佐北区14回、中・東・南・佐伯区:12回、安芸区10回) ●5歳児健康診査を対象者を限定し、各区保健センターにおいて試行的に実施する。
⑤ 発達障害に関する診療機関等の周知 A 乳幼児期の子どもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを市内の小児科等へ配布する。	こども青少年支援部 (母子保健担当)	継続	市内の小児科、幼稚園、保育園等へこどもの成長・発達についての相談先を広く周知するためのリーフレットを配布する。
B 早期発見、早期療育につなげるため、発達障害の診療を行う医療機関等について、市ホームページ(「発達障害支援ネットひろしま」等)へ掲載するとともに、チラシ等により各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。	こども青少年支援部 (障害児支援担当)	継続	●市ホームページ(市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」等。以下注記が無い場合は同じ)から県の「発達障害の診療を行っている医療機関リスト」につなげるようにしており、今後も早期発見、早期療育につなげるため、引き続き掲載し、周知を図る。 ●各区相談窓口等に、発達障害の診療を行っている医療機関に関するチラシを配付するとともに、5歳児発達相談に関する保護者全員への個別通知にも同チラシを同封するなど、周知を図る。

2 療育・支援体制の充実

事業・取組の概要	担当	令和8年度の 予定	実施内容
① こども療育センターにおける医師等専門スタッフの充実及び専門性の向上等による療育の充実 A こども療育センターの受診を希望する乳幼児に対し、速やかに診断を行い、診断後の適切なフォローが行えるよう、医師、心理療法士等の専門スタッフの充実を図る。	こども青少年支援部（障害児支援担当）、こども療育センター	継続	発達障害児の診療体制・療育の充実を図るため、スタッフの増員に取り組む。 （令和8年度 3名増員予定）
B こども療育センターにおいて発達障害児支援の中核となる保育士等の職員の専門性を高める研修や療育プログラムの充実等により、個々の子どもの障害の特性に応じた適切な支援を行える療育を実施する。	こども青少年支援部（障害児支援担当）、こども療育センター	継続	●こども療育センターにおいて発達障害児支援の中核となる職員を育成するため、発達障害の評価から支援までの研修を実施する。 ●こどもと保護者の双方を対象とした療育プログラムや親子相互交流療法、JASPER（共同注視・象徴遊び・関わり・感情調整）の手法を基盤とした遊びを中心とする早期療育等を実施するとともに、観察評価ツールであるADOS2の使用により診断技術の専門性を向上させ、発達障害児への対応強化を図る。
② こども療育センター等における発達障害児の療育・支援体制等の充実（拡充） 発達障害児に対する障害特性に応じた適切な発達支援の提供と地域全体の障害児支援の質の底上げのため、こども療育センター等の児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担い、発達障害児の受入れ体制や支援機能の充実を図る。（拡充）	障害自立支援課、こども青少年支援部（障害児支援担当）、こども療育センター	継続	●こども療育センター（光町、北部、西部）において「発達障害児対応クラス」を開設し、こどもとその保護者への支援を行う。 【定員】 北部・西部：各園1日あたり10名 光町：1日あたり20名 ●こども療育センターにおける「児童発達支援センター」が地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児通所支援事業所や保育園等における支援の質の向上と関係機関との連携体制の強化について検討を行う。
③ 地域における療育の充実に向けた事業所等職員及び保育士等の支援技術の向上等（拡充） A 発達障害の支援に携わる障害福祉サービス事業所等の職員（以下「事業所等職員」という。）を対象として、ソーシャルスキルトレーニング（子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを練習すること。）を学ぶ研修や、支援技術の向上・支援体制の強化につながる実践的な研修等を実施する。（拡充）	こども青少年支援部（障害児支援担当）	継続	●発達障害の支援に携わる障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、ソーシャルスキルトレーニング研修を実施する。（4回コース1回） また、同職員を対象として、療育、支援の質を高めることを目的とした専門研修を実施する。（座学研修、フォローアップ研修（事業所見学、訪問サポート）計14日） ●地域におけるタブレット型コンピュータを活用した療育の充実に向け、こども療育センターや障害福祉サービス事業所の職員を対象とした研修を実施する。（1回） ●子育てに難しさを感じる発達障害児等の家族やこどもの支援に携わる支援者を対象に、支援者養成を兼ねたペアレント・プログラムを実施する。（事前研修/1回、本講座/6回コース1回）
B 発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園等における発達障害児への気づきや関わり方などの一層の充実を図り、系統だてて学ぶための専門的・実践的な研修を実施する。（3-(1)-①の再掲）	幼保企画課（保育園運営指導担当）、こども療育センター	継続	新任保育士及び発達障害児基礎研修未受講者を対象に、発達障害児の理解と支援について、医師を講師とした基礎研修会を実施する。（計2回） また、保育士や主任保育士等、施設長というキャリアに合わせた研修会や発達障害や知的障害など障害別による研修会を実施し、それぞれの専門的知識の向上を図る。（計7回）
C こども療育センター等の職員が障害児等療育支援事業や保育所等訪問支援において保育園等を訪問して助言等を行うことにより、保育園等における発達障害児支援の充実を図る。	こども青少年支援部（障害児支援担当）、こども療育センター	継続	こども療育センター（光町、北部、西部）において、障害児等療育支援事業の施設支援及び保育所等訪問支援を行い、保育園等における発達障害児支援の充実を図る。
④ 発達障害診断後の家族への支援 A 障害のある子どもの理解と対応や支援制度等について基礎的な研修を実施する。	こども青少年支援部（障害児支援担当）、こども療育センター	継続	障害のあるこどもの保護者及び支援者を対象に、障害への理解を深め、本人及びその家族の福祉の向上を図っていくため、こども療育センターの専門性を活かし、障害に関わる基礎的な知識や支援の技術についての基本研修（保護者等支援者研修）を行う。（計12回）
B 発達障害児の行動の特性を理解し、具体的に効果的な対処法（ペアレントトレーニング）を学ぶための実践的な研修を実施する。	こども青少年支援部（障害児支援担当）	継続	発達障害児の保護者を対象に、ペアレントトレーニングに関する研修を実施する。（3回コース計2回（平日・土日 各1回））
C 家庭等で発達障害児がタブレット型コンピュータ等のコミュニケーション・学習支援ツールなどを活用できるよう、導入方法や活用方法などを家族が学ぶ講座を実施する。	こども青少年支援部（障害児支援担当）	継続	発達障害児の保護者を対象に、タブレット型コンピュータの活用方法などを学ぶ講座を実施する。（2回コース1回）

3 保育園等、幼稚園・学校等における支援の充実

(1) 保育園等

事業・取組の概要	担当	令和8年度の 予定	実施内容
① 発達障害児基礎研修会等の実施 発達障害について正しい認識を持つとともに、保育園等における発達障害児への気づきや関わり方などの一層の充実を図り、系統だてて学ぶための専門的・実践的な研修を実施する。	幼保企画課(保育園運営指導担当)、こども療育センター	継続	新任保育士及び発達障害児基礎研修未受講者を対象に、発達障害児の理解と支援について、医師を講師とした基礎研修会を実施する。(計2回) また、保育士や主任保育士等、施設長というキャリアに合わせた研修会や発達障害や知的障害など障害別による研修会を実施し、それぞれの専門的知識の向上を図る。(計7回)
② 発達支援コーディネーターの養成 発達障害児やその保護者への支援の充実を図るため、発達支援コーディネーター(保育園等における発達障害児支援のリーダー)の養成講座を公立保育園等において実施する。また、養成講座の内容は、医学・療育の進歩に伴い新たな情報も取り入れていくこととする。	幼保企画課(保育園運営指導担当)、こども療育センター	継続	発達支援コーディネーター役を担う保育士を対象に、言語面や身体面などの発達の理解と支援、就学への引継ぎ、ライフステージを見据えた支援などについて学ぶ講座を実施する。(5回コース1回)
③ 障害児保育の推進 障害児加配保育士の配置を行うとともに、毎年、障害児加配保育士を対象とした研修会を実施する。	幼保企画課(保育園運営指導担当)	継続	障害児加配保育士を対象に、統合保育の意義と加配保育士の役割について学ぶ研修会を実施する。(計2回)

(2) 幼稚園・学校

事業・取組の概要	担当	令和8年度の 予定	実施内容
① 専門家チームによる多様な巡回相談指導の実施 大学教授、医師、学校関係者等からなる専門家チームを構成し、対象の幼児児童生徒への指導の充実と総合的な校内支援体制の整備のための指導・助言を行う。	特別支援教育課	継続	大学教授、医師、学校関係者等による専門家チームを構成し、申請のあった園・学校に対して巡回相談指導を行う。
② 特別支援教育に係る指定校への支援 小・中学校において、特別支援教育コーディネーターの専任化を図り、インクルーシブ教育システム構築に向けた校内体制づくり等や特別支援学級における学級経営等に係る実践的な研究に取り組む「インクルーシブ教育に係る研究校」の指定を行う。	特別支援教育課	継続	「インクルーシブ教育実践研究校」を指定し、学級担任をもたない特別支援教育コーディネーターを配置し、校内支援体制の充実、特別支援教育の視点にもとづく授業づくり、学級経営力の向上等について実践研究を行うとともに、研究成果を全市に普及する。
③ 校内の指導体制の充実 A 特別支援教育コーディネーター(特別支援教育を推進する教員)に対して、必要な知識と実践力・指導力の育成を図るための研修会を開催する。	特別支援教育課	継続	新任者と経験者別に分け、研修会を開催する。 また、各指定校の研究の一層の充実とコーディネーターのスキルアップをさらに図るため、指定校の専任特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を開催する。(計15回)
B 適切な指導や必要な支援を行うための個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成・活用を促進する。	特別支援教育課	継続	個別の指導計画を活用した計画的、組織的な指導の充実を図るよう、学校訪問指導や校長会等の場で指導し、計画の作成・活用を促進する。
C 小・中学校等における医療的ケア体制、インクルーシブ教育システムの構築、通級による指導、高等学校段階の特別支援教育の推進等、本市の特別支援教育の充実を図るための支援体制について検討する。	特別支援教育課	継続	医療的ケア体制の充実を図るため、医師・看護師から、医療的ケアの適切な運営について意見を聴取する会の実施や、指導医の巡回指導を行う。(計3回)
④ 管理職への理解・啓発の推進 発達障害等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒について、また、特別支援教育に係る園・校内体制の整備・充実の具現化について、理解・啓発を図るために、管理職を対象に講演会を開催するとともに指導資料を作成・配付する。	特別支援教育課	継続	管理職を対象とした講演会を開催する。(計2回)
⑤ 学習サポーター・特別支援教育アシスタント事業の実施 小中学校等の通常の学級に在籍する肢体不自由児への支援を行う特別支援教育アシスタント及び障害のある児童生徒等に限定せず学習支援を行う学習サポーターを配置し、学校生活における指導の補助及び安全確保等の支援を行う。	特別支援教育課	継続	学習サポーター・特別支援教育アシスタントの配置を適切に行う。

(3) 放課後等

事業・取組の概要	担当	令和8年度の 予定	実施内容
① 放課後等デイサービス事業の実施 放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児（発達障害児を含む。）の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する。	障害自立支援課	継続	引き続き、放課後等デイサービス事業所の認定及び、受給者証の支給決定等を行う。
② 休暇中の障害児地域活動支援事業の実施 土曜・日曜及び長期休暇中に、障害児（発達障害児を含む。）と地域の児童生徒とがゲームやリズム遊び等によりふれあう行事等を実施する。	障害福祉課	継続	土日や長期休暇中に障害児と地域児童生徒とがふれあう行事等を実施する。（計4回）
③ 放課後児童クラブへの障害児の受入れ 放課後児童クラブへの障害児（発達障害児を含む。）の受入れに対応するため、臨時指導員を配置するとともに、指導員への障害児に関する研修を実施する。	放課後対策課	継続	児童館・放課後児童クラブの指導員を対象に、障害への理解を深め、支援の向上を図っていくため、障害に関わる基礎的な知識や支援の技術についての研修を実施する。（4科目計8回）

4 地域生活支援及び就労支援の充実

事業・取組の概要	担当	令和8年度の 予定	実施内容
① 日常生活の質の向上につながる自立訓練・研修等（拡充） A 発達障害の支援に携わる事業所等職員を対象として、ソーシャルスキルトレーニング（子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを練習すること。）を学ぶ研修や、支援技術の向上・支援体制の強化につながる実践的な研修等を実施する。（拡充）（2-③-Aの再掲）	こども青少年支援部 （障害児支援担当）	継続	●発達障害の支援に携わる障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、ソーシャルスキルトレーニング研修を実施する。（4回コース1回） また、同職員を対象として、療育、支援の質を高めることを目的とした専門研修を実施する。（座学研修、フォローアップ研修（事業所見学、訪問サポート）計14日） ●地域におけるタブレット型コンピュータを活用した療育の充実に向け、こども療育センターや障害福祉サービス事業所の職員を対象とした研修を実施する。（1回） ●子育てに難しさを感じる発達障害児等の家族やこどもの支援に携わる支援者を対象に、支援者養成を兼ねたペアレント・プログラムを実施する。（事前研修/1回、本講座/6回コース1回）
B 発達障害者が円滑に日常生活を送ることができるようにするため、自立訓練・研修等を実施する。（拡充）	こども青少年支援部 （障害児支援担当）、 発達障害者支援センター	継続	●発達障害のある方やその保護者を対象に、発達障害の特性に配慮した身の回りの整理整頓の方法を学ぶ「整理収納講座」を実施する。（2回コース1回） ●一人暮らしや親亡き後の自立に向けて、生活能力の向上のために必要となる知識・技術等を養う生活自立訓練を実施する。 ●発達障害者支援センターにおいて、社会生活を送る上で知っておいた方がよい生活スキルや対人関係に関することを講義形式で学ぶ「生活応援セミナー」を実施する。
② コミュニケーション支援の充実 市民や事業所等に対し、コミュニケーション支援ボードの活用について周知を図る。また、円滑な意思疎通が可能となるよう、様々なコミュニケーション手法及びその活用方法の情報を収集し、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）などで発達障害者やその家族、支援者等に周知することにより、活用を促す。	こども青少年支援部 （障害児支援担当）	継続	●コミュニケーション支援ボードについて、市ホームページに、内容等の情報と合わせてダウンロード用のデータを掲載する。また、市職員に向けて、庁内掲示板や新任特別支援コーディネーター研修により活用方法等の周知を行う。 ●市ホームページから、PECS等のコミュニケーション支援ツールを紹介しているページにつながるようしており、引き続き掲載し、情報の周知を図る。
③ 交流の促進 発達障害者が周りの人々と交流し円滑に日常生活を送ることができるよう支援し、交流の促進を図る。また、大学、社会福祉協議会やNPO法人等と連携し、活動を支援するボランティアを育成する。	こども青少年支援部 （障害児支援担当）	継続	発達障害の方と周りの人々とが交流し、障害の特性に応じたコミュニケーションをとることができるよう、発達障害の当事者と支援者双方の講師による発達障害の特性や関わり方等についての講演会を開催し、交流の促進を図る。（1回）
④ 災害時等における発達障害者への支援の促進 A コミュニケーション支援ボード（災害編）や発達障害者を対象とした防災に関するハンドブック等について、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するとともに、市民講演会等での情報提供を行うことにより、災害時における発達障害者への支援について周知を図る。	こども青少年支援部 （障害児支援担当）	継続	「災害時の発達障害児・者支援について」と題したリーフレットと掲示物を、市ホームページに引き続き掲載する。
B 災害等の非常時に適切な支援が行えるよう、地域の身近な支援者である民生委員等に対して、コミュニケーション支援ボード（災害編）の配付や障害の特性について理解を深めてもらう取組を実施する。	こども青少年支援部 （障害児支援担当）	継続	●地域の身近な支援者である民生委員に対して、災害時の支援についてチラシを配布し、周知する。また、防災士養成講座において、災害時の発達障害児・者に対する支援のチラシを配布し、周知する。 ●拠点となる避難所等に設置しているコミュニケーション支援ボード（災害編）の使用方法等について、民生委員等に周知を図る。
⑤ 関係機関等の連携による就労支援の充実 A 相談支援機関、就労支援機関、就労先等の連携による相談、就労、職場定着等の支援を充実する。	障害自立支援課、精神保健福祉課、発達障害者支援センター	継続	●障害者雇用に関わる関係機関の連携関係を構築するため、各関係機関が開催する会議に参加し、障害者雇用の現状、各関係機関の支援事業、課題の情報交換や事例検討などを行う。 ●各区保健センターにおいて、発達障害者がもつ特性の説明やこれを踏まえた相談支援を行う。また、必要に応じて、就労支援機関等関係機関へ繋ぎ、連携しながら、就労支援を行う。 ●発達障害者支援センターにおいて、公共職業安定所、障害者職業センター等と連携し、就職及び職場定着に係る支援を行う。
B 障害者職業センターが実施する発達障害者を対象とした就労支援プログラムにおいて、発達障害者支援センターが「発達障害の特性」に関する講習会を実施する。	発達障害者支援センター	継続	障害者職業センターが実施する就労支援プログラムにおいて、発達障害者支援センターの職員を講師とする講座を実施する。

⑥ 市職員や公共施設等職員、企業等への啓発研修等の実施（再掲） 各区相談窓口等の市職員や公共施設等職員、企業等を対象として、発達障害に関する理解と対応等についての研修等を行う。（6-②の再掲）	障害自立支援課、精神保健福祉センター、発達障害者支援センター	継続	●広島労働局、障害者職業センター等との共催により、企業の社員等を対象とした「障害者の雇用の拡大・定着のための企業向け講演会」を行う。 また、企業等からの要望に応じて企業等に出向いて行う出前型の職業能力開発講座において、企業から発達障害者の特性や配慮事項等について講座開催の希望があった場合に、講座を行う。 ●「発達障害について」をテーマに、市職員を対象とした研修を行う(1回)。 ●発達障害者支援センターにおいて、障害福祉サービス事業所等で相談・支援に従事する職員及び行政機関や公共施設等の職員を対象とする研修会を実施する。 ※5-②、6-②の取組としても掲載している。
⑦ 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化（拡充）（再掲） 発達障害者が可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられる体制を整備するため、発達障害者地域支援マネージャーの発達障害者支援センターへの配置を進め、地域の相談支援機関等との協力関係を強化する。（拡充）（5-⑨の再掲）	発達障害者支援センター	継続	発達障害者地域支援マネージャーが、障害者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所等と連携強化を図り、特に支援困難事例について地域の事業所等と協同して支援を進める。
⑧ 強度行動障害を有する者に係る支援策の検討・実施（新規）（再掲） 強度行動障害の状態の予防につながる自閉スペクトラム症や知的障害の子どもへの幼児期からの支援のほか、強度行動障害を有する者へ適切な環境調整や支援が継続的に提供されるよう、具体的な事業・取組を検討し、実施に向けて取り組む。（新規）（5-⑩の再掲）	障害福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課、こども青少年支援部（障害児支援担当）、発達障害者支援センター	継続	●強度行動障害を有する者やその家族への支援策及び地域での支援体制の構築に向けて関係部局と協議する。（障害福祉課） ●強度行動障害を有する者やその家族のニーズの把握及び関係部局と連携した地域での支援体制を構築する。また、強度行動障害を有する者やその家族への支援策の検討とその実施に向けた取組を行う。（障害自立支援課） ●関係部局との協議に基づき、連携して、強度行動障害を有する者やその家族の状況及び支援ニーズに係る調査の実施に向けて具体的な検討を行うとともに、先行都市等の事例収集に努める。（こども青少年支援部・発達障害者支援センター） ●各区保健センターにおいて、強度行動障害を有する者やその家族からの相談に応じ、必要に応じて、相談支援事業所等と連携しながら支援を行う。（精神保健福祉課）

5 相談支援の充実

事業・取組の概要	担当	令和8年度の予定	実施内容
① 相談支援事業所の周知 障害者の支援を行う相談支援事業所などについて、市ホームページ（「発達障害支援ネットひろしま」等）へ掲載するとともに、各区相談窓口やこども療育センター等において周知を図る。	こども青少年支援部（障害児支援担当）	継続	市ホームページへ障害者相談支援事業所や障害児相談支援事業所、その他の障害福祉サービス事業所等の一覧やその検索サイト（ひろしまcocoサーチ）へのリンクを掲載し、引き続き周知を図る。
② 相談支援事業所等における相談支援の充実 相談支援事業所等の職員に対して、身近な地域において的確な相談支援が可能となるよう、特性のアセスメントや支援方法のプランニングなどを内容とする発達障害者相談支援従事者研修を実施する。	発達障害者支援センター	継続	発達障害者支援センターにおいて、障害福祉サービス事業所等で相談・支援に従事する職員及び行政機関や公共施設等の職員を対象とする研修会を実施する。 ※4-⑥、6-②の取組としても掲載している。
③ 相談窓口用聴き取りシートの作成・導入 発達障害者の相談窓口の職員が発達障害の特性をその場で簡便に聴き取り、的確な相談対応などに使用できる聴き取りシートを作成し、導入する。	こども青少年支援部（障害児支援担当）	継続	庁内関係課への意見聴取の結果を踏まえ、シート作成から方向性を変更することも視野に入れながら引き続き検討を行う。
④ 発達障害者家族の集い等の開催 A 18歳未満の発達障害児の家族を対象として、障害の早期受容と支援制度等の周知を図るため、同じ悩みを抱える家族同士が気軽に情報交換ができる場（発達障害者家族の集い）を提供する。 B 思春期以降の発達障害者の家族を対象とした情報交換ができる場（思春期～成人期発達障害者家族の集い）を提供する。 C 思春期、青年期の発達障害者の家族等を対象に、心の理解や日常的な相談援助の方法などに関する講座を開催する。	こども青少年支援部（障害児支援担当）、発達障害者支援センター	継続	グループに分かれ、先輩保護者を交えて情報交換等を行う「発達障害者家族の集い」を引き続き開催する。（3回コース×3会場）
	発達障害者支援センター	継続	思春期～成人期の発達障害のある方の家族を対象に、研修会と座談会を開催する。（計3回）
	こども青少年支援部（障害児支援担当）	継続	思春期、青年期の発達障害者の家族や支援者を対象に、心の理解や日常的な相談援助の方法などに関する「発達障害者思春期・青年期相談援助講座」を開催する。（計2回）
⑤ ペアレントメンター制度の実施 発達障害のある子どもの子育て経験のある保護者が、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けた保護者などに対して相談や助言を行う「ペアレントメンター制度」を実施する。	こども青少年支援部（障害児支援担当）、発達障害者支援センター	継続	「広島県ペアレントメンター実施要領」に基づき、広島県が実施するペアレントメンター・コーディネーター養成講座を、市職員や発達障害者支援センター職員等が受講する。また、広島市域においてペアレントメンターによる定期的な個別相談会等を実施する。
⑥ 発達障害者オープン相談の場の運営 発達障害者を対象として、人と関わることでできる機会を提供するとともに、発達障害者が持つ悩みや不安に対する相談支援等を行う。	こども青少年支援部（障害児支援担当）、発達障害者支援センター	継続	相談支援などを行うとともに、発達障害のある方の居場所や人と関わる場として利用できるオープン相談の場を開催する。 ・東地区（2グループ）：毎月第2、4月曜日、金曜日 ・安佐南地区（1グループ）：毎月第1、3水曜日
⑦ 継続した支援を行うためのツールの活用 支援が必要となる発達障害者等のプロフィール、こども療育センターでの支援内容等を保護者が書き綴り、関係機関（医師、学校の教員等）に提示できるサポートファイルをこども療育センター等で保護者に配付するとともに、サポートファイルの意義や書き方などの研修会を開催する。	こども青少年支援部（障害児支援担当）	継続	こども療育センター（光町、北部、西部）等において、サポートファイル及び持ち運びがしやすい形状のサポートファイルminiを保護者等に配付するとともに、サポートファイルの意義や書き方などの研修会を開催する。（研修会開催回数 計6回）
⑧ 情報提供の充実（再掲） 市民と市政などの広報紙及び市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」、「特別支援教育」等に、発達障害の特性、広島市の取組等を分かりやすく掲載する。 併せて、発達障害者への支援に関する情報（医療費補助等の福祉制度、相談支援事業所等の相談窓口、就労支援の取組等）を集約し、必要な情報に容易にたどり着けるよう、「発達障害支援ネットひろしま」を整備する。（6-④の再掲）	こども青少年支援部（障害児支援担当）、特別支援教育課	継続	●市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」に、発達障害の特性、広島市の取組等を掲載するとともに、市ホームページ内の「特別支援教育」に、広島市教育委員会の事業や教育に関する必要な情報を掲載する。 ●令和7年度に見直しを行った「発達障害支援ネットひろしま」について、引き続き掲載情報の検討を行う。
⑨ 発達障害者支援センターの地域支援機能の強化（拡充） 発達障害者が可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられる体制を整備するため、発達障害者地域支援マネジャーの発達障害者支援センターへの配置を進め、地域の相談支援機関等との協力関係を強化する。（拡充）	発達障害者支援センター	継続	発達障害者地域支援マネジャーが、障害者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所等と連携強化を図り、特に支援困難事例について地域の事業所等と協同して支援を進める。

⑩ 強度行動障害を有する者に係る支援策の検討・実施（新規） 強度行動障害の状態の予防につながる自閉スペクトラム症や知的障害の子どもへの幼児期からの支援のほか、強度行動障害を有する者へ適切な環境調整や支援が継続的に提供されるよう、具体的な事業・取組を検討し、実施に向けて取り組む。（新規）	障害福祉課、障害自立支援課、精神保健福祉課、こども青少年支援部（障害児支援担当）、発達障害者支援センター	継続	●強度行動障害を有する者やその家族への支援策及び地域での支援体制の構築に向けて関係部局と協議する。（障害福祉課） ●強度行動障害を有する者やその家族のニーズの把握及び関係部局と連携した地域での支援体制を構築する。また、強度行動障害を有する者やその家族への支援策の検討とその実施に向けた取組を行う。（障害自立支援課） ●関係部局との協議に基づき、連携して、強度行動障害を有する者やその家族の状況及び支援ニーズに係る調査の実施に向けて具体的な検討を行うとともに、先行都市等の事例収集に努める。（こども青少年支援部・発達障害者支援センター） ●各区保健センターにおいて、強度行動障害を有する者やその家族からの相談に応じ、必要に応じて、相談支援事業所等と連携しながら支援を行う。（精神保健福祉課）
--	---	-----------	--

6 発達障害についての理解の促進と差別解消等に向けた取組の推進

事業・取組の概要	担当	令和8年度の 予定	実施内容
① 啓発イベントの実施 A 市民を対象として、「強度行動障害」などを含めた発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害者との関わり方等について理解を促進するために、関係機関との連携の下、専門家による講演会を実施する。	こども青少年支援部 (障害児支援担当)、 特別支援教育課、発達 障害者支援センター	継続	発達障害の診断を受けたこどもの家族や支援者に限らず、テーマに関心のある人も含む市民全般を対象として、発達障害の特性、身近な地域での支援の重要性、発達障害者との関わり方等について理解を促進するために、関係機関との連携のもと専門家による講演会を実施する。(1回)
B 世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間に関連して、広島城のブルーライトアップ等を実施する。	こども青少年支援部 (障害児支援担当)	継続	広島県と連携して、世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間にあわせてブルーライトアップ等の啓発イベントを実施する。
② 市職員や公共施設等職員、企業等への啓発研修等の実施 各区相談窓口等の市職員や公共施設等職員、企業等を対象として、発達障害に関する理解と対応等についての研修等を行う。	障害自立支援課、精神 保健福祉センター、発 達障害者支援センター	継続	●広島労働局、障害者職業センター等との共催により、企業の社員等を対象とした「障害者の雇用の拡大・定着のための企業向け講演会」を行う。 また、企業等からの要望に応じて企業等に出向いて行う出前型の職業能力開発講座において、企業から発達障害者の特性や配慮事項等について講座開催の希望があった場合に、講座を行う。 ●「発達障害について」をテーマに、市職員を対象とした研修を行う(1回)。 ●発達障害者支援センターにおいて、障害福祉サービス事業所等で相談・支援に従事する職員及び行政機関や公共施設等の職員を対象とする研修会を実施する。 ※4-⑥、5-②の取組としても掲載している。
③ 小冊子の作成等 発達障害者やその家族がどこに行けばどのような支援、サービスを受けることができるのかをまとめた小冊子(リソースブック)を作成し、市ホームページへ掲載する。	こども青少年支援部 (障害児支援担当)	継続	「発達障害のある方と家族のための広島市リソースブック」について、更新を行うとともに、市ホームページに掲載する。
④ 情報提供の充実 市民と市政などの広報紙及び市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」、「特別支援教育」等に、発達障害の特性、本市の取組等を分かりやすく掲載する。 併せて、発達障害者への支援に関する情報(医療費補助等の福祉制度、相談支援事業所等の相談窓口、就労支援の取組等)を集約し、必要な情報に容易にたどり着けるよう、「発達障害支援ネットひろしま」を整備する。	こども青少年支援部 (障害児支援担当)、 特別支援教育課	継続	●市ホームページ内の「発達障害支援ネットひろしま」に、発達障害の特性、広島市の取組等を掲載するとともに、市ホームページ内の「特別支援教育」に、広島市教育委員会の事業や教育に関する必要な情報を掲載する。 ●令和7年度に見直しを行った「発達障害支援ネットひろしま」について、引き続き掲載情報の検討を行う。
⑤ 障害者差別解消法等の周知 障害者差別解消法や令和2年10月に施行した広島市障害者差別解消推進条例について、市ホームページ(「発達障害支援ネットひろしま」等)へ掲載するなど、周知を図る。	障害福祉課、こども青 少年支援部(障害児 支援担当)	継続	障害者差別解消法や令和2年10月に施行した広島市障害者差別解消推進条例について、市ホームページ(「発達障害支援ネットひろしま」等)へ掲載するなど、周知を図る。